

（第25号議案）

中野区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由及び概要

中野区立妙正寺川公園は、中野区立妙正寺川公園条例に基づき設置されている。

現行の公園使用料は、平成30年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、平成31年4月1日付で施行したものである。

この度、令和3年1月1日に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、公園使用料の単価を改定する。

見直しは、評価替えに基づき行われる道路占用料の改定に準じ行っている。

2 公園使用料の算定方法

（1）積算方法

占用物件ごとに令和3年度固定資産税評価額（23区平均）を基に積算する。

公園占用料単価（月額）

= ア固定資産税評価額×イ使用料率×ウ占用面積×エ修正率

ア 令和3年度固定資産税評価額23区平均（491,328円）

イ 道路占用料の使用料率に準ずる割合（1,000分の2.8）

ウ 当該占用物件の基準面積（1㎡）

エ 公園に対する影響の度合い（「地上」を1とした場合、「上空」は0.5）

（2）激変緩和措置

上記計算式により積算した額と現行条例額の1.2倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

3 中野区立妙正寺川公園条例新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和4年4月1日

中野区立妙正寺川公園条例新旧対照表

改正案				
目次（略）				
第1章～第3章（略）				
附 則（略）				
別表（第10条関係）				
占用物件等		単位	使用料	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき1月	<u>1, 856円</u>	
標識			<u>1, 100円</u>	
水道管、下水道管又はガス管	外径40センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	<u>165円</u>	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		<u>412円</u>	
	外径1メートル以上のもの		<u>825円</u>	
電線	電線（地下電線以外のもの）	長さ1メートルにつき1月	<u>137円</u>	
	地下電線		外径40センチメートル未満のもの	<u>165円</u>
			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>412円</u>
			外径1メートル以上のもの	<u>825円</u>
変圧塔、マンホールの類		1個につき1月	<u>1, 375円</u>	
郵便差出箱又は信書便差出箱			<u>550円</u>	

現行				
目次（略）				
第1章～第3章（略）				
附 則（略）				
別表（第10条関係）				
占用物件等		単位	使用料	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき1月	<u>1, 583円</u>	
標識			<u>938円</u>	
水道管、下水道管又はガス管	外径40センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	<u>140円</u>	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		<u>351円</u>	
	外径1メートル以上のもの		<u>703円</u>	
電線	電線（地下電線以外のもの）	長さ1メートルにつき1月	<u>117円</u>	
	地下電線		外径40センチメートル未満のもの	<u>140円</u>
			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>351円</u>
			外径1メートル以上のもの	<u>703円</u>
変圧塔、マンホールの類		1個につき1月	<u>1, 173円</u>	
郵便差出箱又は信書便差出箱			<u>469円</u>	

公衆電話所			<u>1, 375円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>1, 038円</u>
	地下部分		<u>412円</u>
高架の占有物件			<u>687円</u>
天体気象又は土地の観測施設		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>1, 184円</u>
写真撮影	常時占有	1台につき1月	<u>10, 800円</u>
	臨時的な占有	1回（1時間以内とする。）につき	<u>1, 912円</u>
ロケーションのための臨時的な占有	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回（1時間以内とする。）につき	<u>16, 875円</u>
その他の占有	競技会又は集会	占有面積1平方メートルにつき1日	<u>45円</u>
	上記以外の場合		<u>45円</u>

公衆電話所			<u>1, 173円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>865円</u>
	地下部分		<u>351円</u>
高架の占有物件			<u>586円</u>
天体気象又は土地の観測施設		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>987円</u>
写真撮影	常時占有	1台につき1月	<u>9, 360円</u>
	臨時的な占有	1回（1時間以内とする。）につき	<u>1, 657円</u>
ロケーションのための臨時的な占有	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回（1時間以内とする。）につき	<u>14, 625円</u>
その他の占有	競技会又は集会	占有面積1平方メートルにつき1日	<u>39円</u>
	上記以外の場合		<u>39円</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに使用又は占有の許可を受けている者のうち、当該使用又は占有の期間が1年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。